

広島県告示第七七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年十二月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原竹原線	三原市沼田東町末広一五四三番一地从 三原市沼田東町末広一六五一番地先まで	平成二十六年二月一日